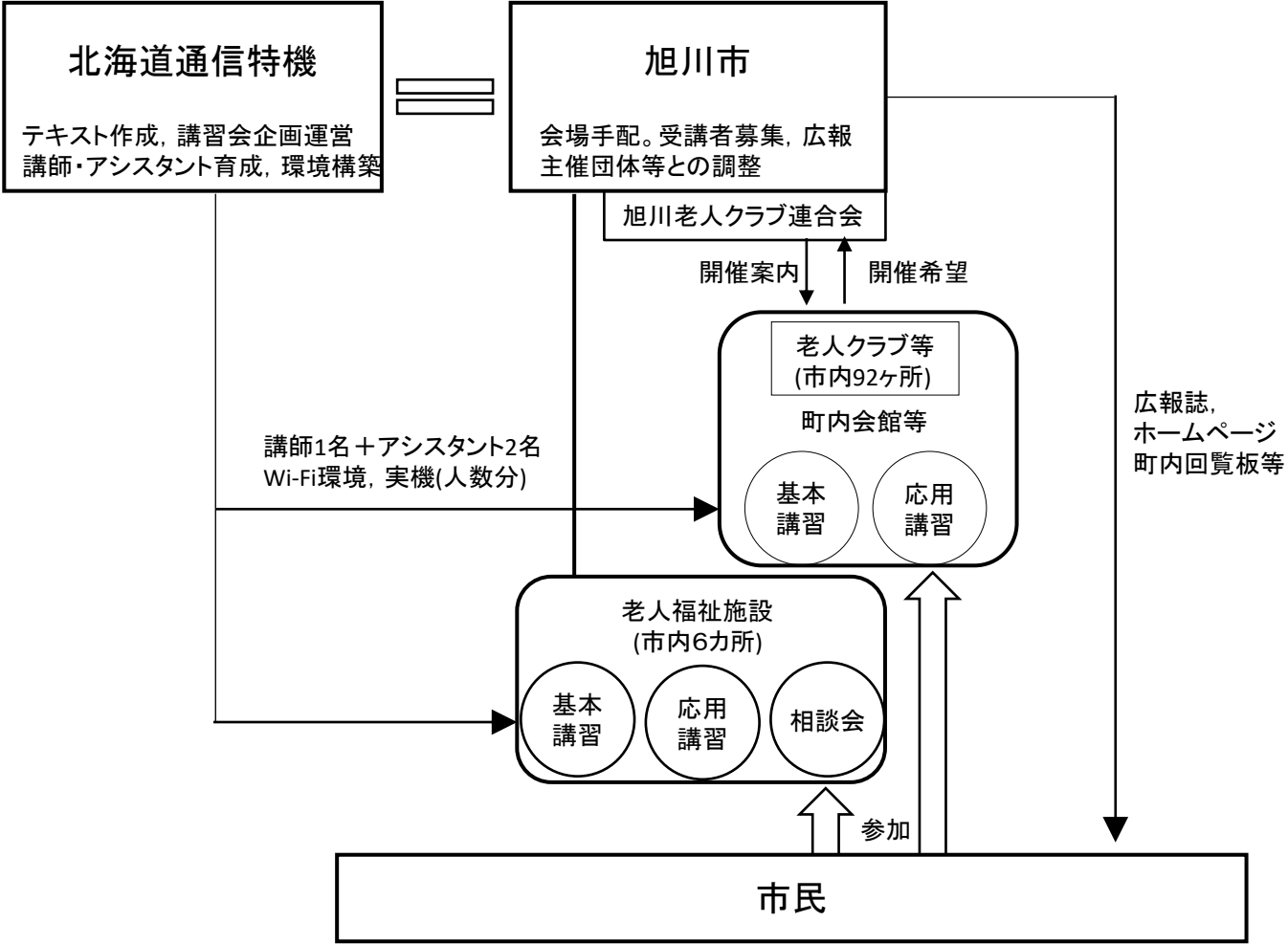


申請者名	株式会社 北海道通信特機
------	--------------

体制図



講習会等の実施計画

市直営の高齢者福祉施設においては相談会を開催するほか、応用講座(マイナンバーカードの申請方法)を2回、その他基礎講座を開催する。旭川市が事務局に参加している旭川老人クラブ連合会を通じて市内92ヶ所の老人クラブを中心に、高齢者が多く参加する各種団体に講習会案内を行い、希望する20ヶ所程度で主催団体のニーズを確認して内容を定め、講習会を開催する。
実機を用いた演習を基本とするため、講師1名にアシスタント2名を基本とし、一人一人の進捗を確認しつつ、随時の質問②対応出来る体制で実施する。

基本講座

	電源の入れ方等	電話のかけ方等	アプリ等	ネットの使い方等	メール等の使い方	地図アプリの使い方	SNSの使い方	オンライン会議	安心・安全
実施コマ数	8						8		8

応用講座

	マイナンバーカード	マイナポータル	マイナポイント	e-Tax	オンライン診療	地域オンライン行政
実施コマ数	5					5

支援員数	アシスタント数	基本講座：実施コマ総数	応用講座：実施コマ総数
3	4	24	10

講師を確保・養成・管理

講師及びアシスタントは携帯電話販売店で普段から高齢者の相談に対応している者であり、店舗で主催する高齢者向けスマホ教室の他、市や教育委員会が主催する高齢者向けのデジタルデバйд解消に向けた事業に協力している。また、キャリア企業が開催するセミナーなどにも参加し、常に最新の情報に知識をアップデートしている。今回の事業の実施にあたっては、執行団体が主催する研修に参加して、デジタル活用支援員としての知識を習得し、講習会及び相談会の企画運営を行う。

講習修了後もスマホ教室を自主的に主催したり、受講者を含めた高齢者の相談に店舗で対応したりすることで、継続して地域のデジタルデバйд解消に取り組む。また、事業の開始後早期に市職員が受講者とともに各講習会を受講し、アシスタントと同等の知識と伝える力を取得することで、市役所でも受講者の相談などに継続して対応出来る体制を整える。

講習会等の実施イメージ

